

の頃よりにして、其後一時は輕快に赴かれたりしが、十一月の初
に及び遽かに危篤に陥り、遂に心臟麻痺を以て起つ能はざるに至
れり。享年七十有二。病革るや、十一月七日特旨を以て位一級を
進めて従四位に敘し、同時に勲四等に陞敘せられ、其計の聞ゆる
や、畏きあたりより祭祭料を下賜せらる。餘榮ありといふべき
なり。先生は水戸に生れ、其後東京に出て、加納夏雄氏に従ひ
大に今日の榮譽を博するに至れり。資性恬淡利を外にして克く人
の爲に盡したる、亦以て其人を高うしたるものあり。〔以下略〕



海野勝珉

勝珉は弘化元年五月十五日に旧水戸藩土海野伝右衛門の次男とし
て生まれた。幼少の頃から同藩土海野美盛、萩谷勝平らに就き彫金
を学んだ。明治元年に上京する。庖刀令のために装剣を業とする者
の多くが失職するなかで、装金の技を美術品に応用することで成功
した。明治十年以来、内外博覧会に作品を発表し一六四個もの賞牌
を受けている。明治二十三年、東京美術学校雇となる。加納夏雄に
師事。明治二十四年
助教授、同二十七年
教授となる。在職二
五年の傍ら、各種競
技会、博覧会の審査
員を歴任し、家塾を
開いて子弟を養成し
た。

大正八年六月一日には本校構内に勝珉の銅像が設置され、その除
幕式が挙行された。田口勝山を総代とする門下生および賛同者約五
百名の醸出金で、本校教授海野美盛が原型を制作（像背面刻書「Y・
U」）し阿部整美が鑄造（台座背面刻書「整美鑄」）した。

⑩ 東台美術会結成

大正四年十二月十二日、東京美術学校卒業生による東台美術会が
結成された。これ以前に日本画科卒業生のみによる東台画会があ
り、明治四十五年、大正二年、同四年と三回展覧会を開いていた
が、同会も東台美術会に吸収された。

結成の経緯や規則等については『東京美術学校校友会月報』第十
四巻第七号に次のように記されている。

東台美術会の設立

過ぐる大正三年四月、本校開校滿二十五年祝賀をなすの時に方り
て、本校卒業生有志諸氏は胥謀り醸金をなして之が祝賀記念のた
めに、元俱樂部の傍らに接續して、二階建家屋を新築し、同時に
校友会は元俱樂部の内部を修飾したれば、相俟ちて従來の面目を
改め、便利にして心地よき建物となりたるを以て、昨大正四年六
月十二日總會を開き、其名を東京美術学校俱樂部と稱し、其規則
をも定め、爾來各種の會合に使用せられ、或は地方上京者外國歸朝
者の宿泊休憩等にも利用せられつゝありしが、其後卒業生中有志
諸氏は又別に協議する所ありて、其趣意とする所は卒業生に關す
る各種の事業をなさんとするにありければ、寧ろ此際この俱樂部

の組織規則を改め、名稱をも更へ、以て唯に娛樂のみに止めずしてその事業を擴張せんと議に決し、發起者及俱樂部役員の會合協議を重ねたる末、十二月十二日（日曜）復び總會を開きて胥謀り、名稱を東台美術會と更め、その規則をも改定して、事業部は、

- 一、俱樂部
- 二、展覽會及講演會
- 三、職業幹旋
- 四、依囑製作
- 五、圖書印行

の五に分ち、卒業生の部別は、本校現在の科別に從ひて、

- 一、日本畫
- 二、西洋畫
- 三、彫刻
- 四、圖案
- 五、金工
- 六、鑄造
- 七、漆工

- 八、師範（特別課講習科共）
- 九、製版
- 一〇、寫眞

の十部に分ち、事業部に理事十名を、各部に部長十名及評議委員若干名づゝを置き、理事部長の上に、副會長を置き、其上に會長、總裁を戴くこととし、副會長以下に於て、諸般の會務を管理分掌し、總裁及會長に會務の統轄を請ふこととなしたりしが、十二月十五日に至りて、正木會長は、同會の理事部長として左の諸氏を指名せられたり。

理事（十名）

- 一、俱樂部 白井保次郎君 櫻岡三四郎君
 - 二、職業幹旋 島田 佳矣君 白濱 徵君
 - 三、展覽會講演會 和田 英作君 山脇 雄吉君
 - 四、依囑製作 六角注多良君 宮本二七郎君
 - 五、圖書刊行 大村 西崖君 結城 貞松君
- 部長（八名）

- 一、日本畫部 小島 光眞君
- 二、西洋畫部 中澤 弘光君
- 三、彫刻部 白井保次郎君
- 四、圖案部 島田 佳矣君
- 五、金工部 岡部 覺彌君
- 六、鑄造部 田中 後治君
- 七、漆工部 石井吉次郎君
- 八、師範部 鈴木武之助君
- 九、製版部 (卒業生なきにより當分之れを缺く)
- 十、寫眞部 (同上)

東台美術會は、其役員も前陳の如く定まりたれば、直に役員會を開きて評議委員の選舉その他諸般の協議をなし、著々實行發展に努むべしといふ。此會の如きは從來設けらるべくして未だ設くるの運びに至らざりしが、我國民の記念すべき芽出度き年に方りて、その設立を見たるは、洵に慶すべきことなり。今總會にて可決せし同會の規則全文を左に掲げん。

東台美術會規則

第一章 總則

第一條 本會を東台美術會と稱す

第二條 本會は東京美術學校出身者の交誼を厚くし其發展を圖るを以て

目的とす。

第三條 本會は前條の目的を達するため左の事業を經營するものとす。

- 一、俱樂部
- 二、展覽會及講演會

三、職業幹旋

四、依囑製作

五、圖書印行

但し各項の細則は別に之を定む。

第四條 本會は事務所を東京美術學校構内に置く。

第二章 會員

第五條 本會は東京美術學校出身者を以て正會員とし同校に縁故あるものを以て特別會員とし本會の事業を贊助するもの若くは名望家を以て名譽會員とす。

第六條 本會の正會員及特別會員は其技術の専門に従ひて之を左の十部分に分つ、

一、日本畫部

二、西洋畫部

三、彫刻部

四、圖案部

五、金工部

六、鑄造部

七、漆工部

八、師範部

九、製版部

一〇、寫眞部

第七條 本會員にして本會の名譽を毀損し義務を履行せず又は不都合の行爲ありたるときは除名す。

第三章 役員

第八條 本會に左の役員を置き副會長以下の任期を二ヶ年とす。

總裁 一名

會長 一名

副會長 二名

理事 十名

部長 十名

評議委員 若干名

但し評議委員は各部毎卒業年次成るべく一名以上とす。

第九條 總裁には名望家會長には東京美術學校長を推戴し會務の統轄を請ふものとす。

第十條 副會長は理事の互選を以て之を定む 副會長は會長を輔佐して會務を統理す。

第十一條 理事及部長は會長の指名に依り在京正會員中ニ於て之を定む。

理事は諸般の會務を協議し各事業を分掌經營し又庶務及會計の主任を兼ねるものとす。

部長は各部に屬する事項を掌理す。

第十二條 評議委員は在京正會員中より選舉す。

評議委員は各部に屬する事項を商議し部長を助け會務を擔任す。

第十三條 本會役員には會務の情況に依り會長の見込を以て報酬を贈ることあるへし。

第十四條 本會に有給の書記若干名を置き庶務會計に従事せしむ。

第四章 總會及役員會

第十五條 總會は毎年春季之を開き會務の報告役員の選任及重要事項の協議をなすものとす。

但し會長の見込又は評議委員半数以上の請求に依り臨時總會を開くことを得。

第十六條 役員會は隨時之を開き本會の會務を商議するものとす。

第五章 經濟

第十七條 本會會費として在京（東京市及之に隣接せる郡部）正會員は金壹圓五十錢宛を三月九月の二回に納入し地方正會員は金壹圓

を毎年三月納入すべきものとす。

第十八條 本會は漸次基本金を蓄積し會長之を保管す。
第十九條 既納の會費及金品は如何なる場合と雖も返付せず。

附 則

一、當分の中本會基本金及事業資金醸出の目的を以て年一回在京正會員は金拾圓以上、地方正會員は金五圓以上の金銭若くは之に相當する價格の製作品を本會に納むるものとす。

二、前項の收入及事業益金の半額以上を積立て、本會基本金となし其額金壹萬圓に達するときは本附則を削除するものとす。

⑪ 生徒監設置と風紀取締り

大正四年十二月二十七日、助教教授玉田文作が辭職し、次いで同月三十一日、囑託(もと助教)羽田禎之進が解囑となった。ともに宮城県生まれでもと軍人。本校においてもともに体操授業や教務および庶務掛をつとめ、生徒の修学旅行を引率するのが常だった。職務に勤勉で生徒の面倒をよくみたが、両者とも酒を好み、修学旅行の折りなどに好もしくらぬ振舞いがあった。校長はこれを憂慮していたが、大正四年十二月に至り辭職を勧告した。

大正四年十一月十日、京都御所で大正天皇即位礼が挙行された。本校の職員と生徒は同月六日に二重橋外で他の官立諸学校と並んで御発聲を見送り、即位礼当日は講堂で御眞影奉拝、勅語奉誦訓話、万才三唱などを行なった。その際、生徒たちは他の学校に倣って奉祝会を行いたいと申し出、校長は酒気を帯びず静粛に行うことを条件に許可した。ところが土瓶に入れた酒が振る舞われ、羽田と玉田はまたしても度を過ぎってしまった。本校卒業生にして職員であつ

た和田英作、白井雨山、大村西崖、白浜徴らは学校の体面に關わるとして校長に注意し、そのため校長も辭職勧告に踏み切ったのである。

両者の辭職は学内一般に対する一つの警告であった。官立学校らしからぬ服装や行動をもって新聞を賑わす生徒たちは校長の心胆を寒からしめた。例えば、これはどこまでが真実かはつきりしないが、上記の奉祝会についても西洋画科と彫刻科の生徒たちはヴィナスを乗せた山車を拵え、これを豚三頭に曳かせ、手古舞代わりに肉襦袢を着せたモデルの行列を先頭に立たせ、生徒は油抜きの大黒傘に菊や鳳凰を描いたのをさし、着物は背中に美の字を書いた御大典模様揃いを着て馬場先へ練りこむことにし、準備を始めようとしたところ、校長に聞きつけられ、一同講堂で説諭されたものの、反抗は収まらなかったと伝えている新聞もある。

両者の辭任とは同時に校長は生徒監という役職を設け、東洋美術史の教授大村西崖をこれに任命して風紀取締りにあたらせることとした。西崖は卒業生であり、各科に關係していることから生徒の指導に適しているとして選ばれたのである。生徒監という役職は「文部省直轄学校官制」の第六条に「文部省直轄諸学校ニ左ノ職員ヲ置ク 校長 教授 生徒監 助教 書記」とあり、教授と助教授の中間に位置づけられているが、本校ではこれまでに一度も置かれたことがなかった。それゆえに今回いよいよ学校当局が生徒の風紀取締りに乗り出したことを示している。そして、西崖が生徒監として翌年年頭に風紀取締りの訓示を行い、それが後述のように大きな波紋を呼び起こすことになった。